

矢祭町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
矢祭町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

これまでの教育職員の勤務の状況を調査すると、多くの事務を抱えた上で、生徒指導や部活動指導等の指導に追われ、勤務時間内で仕事を処理することができない状況にあった。教育職員の子どもに向き合う時間の確保や授業・その他の活動の充実のためには、本計画を実践し、学校における働き方改革を進める事が必要不可欠であり、矢祭町総合教育大綱が目指す4つの人間像①【進んで学ぶ人】自ら学び考え表現し、自己実現ができる人、②【人に優しい人】自他を愛し、共に幸福を求めること(Well-being)ができる人、③【たくましい人】心身共に健康で、自分を磨くことができる人、④【視野が広い人】自然を愛し、郷土を愛し、世界の持続可能な発展に貢献できる人、を実現するため、第一に推進すべき施策である。

(2) 矢祭町の現状

矢祭町では、令和4年3月に、矢祭町教育委員会が所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「矢祭町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、教頭の業務を軽減する目的で、令和6年度から学校の施設等を確認する業務を専門に行う会計年度任用職員を置き、教頭をはじめ教育職員の超過勤務縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、矢祭町教育委員会が所管する学校の教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下の通りである。

【令和5・6年度の時間外在校等時間の状況】

		年平均	月45時間超	月80時間超	教頭
小学校	R5	月41.48	36.5%	4.0%	月84.59
	R6	月36.34	33.1%	1.1%	月60.46
中学校	R5	月59.45	54.0%	16.7%	月89.45
	R6	月52.10	41.3%	14.7%	月68.25

これまでの矢祭町教育委員会の取り組みが功を奏したものとなっており、教頭やその他の教育職員の時間外在校等時間が激減しているのが見て取れる。特に、小学校においては、教育職員平均が45時間を下回っており、業務の効率化が図られてきた成果が大きく現れている。一方、45時間を超える割合が、小学校で33.1%、中学校で41.3%となっており、「規則」の上限を超える教育職員が少なくないことも事実である。業務の負担感がまだまだ大きい

ものとなっており、時間外在校等時間の更なる縮減を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 カ月時間外在校等時間が 80 時間以下の割合を 100% にする。
- ・ 1 年間における 1 カ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 20 日程度にする。
- 【小学校：授業日の年休取得は 4.4 日、長期休業を含めると 14.6 日、
中学校：授業日の年休取得は 4.6 日、長期休業も含めると 13.7 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0% まで減少させる。
- 【11%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

※ 年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を明らかにし、当該計画の実施によって、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとする。その場合、年度計画として各年度の取組内容を整理し、1 年ごとに更新していくことも可能とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

矢祭町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。また、教育委員会の青パトロールカーによる呼びかけ等も継続する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・学校における自主的な見回りは原則行わない。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・給食費の無償化（令和6年度～）に合わせた公会計化を継続する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・教育委員会に配置している地域コーディネーターを中心に、人材派遣等の連絡調整を継続していく。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・令和10年度までに、小中学校の夜間の電話対応を留守番電話機能や録音機能にする。
 - ・令和10年度までに、町長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、矢祭町教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・教育CIO補佐官やICTアドバイザーの指導による効率的なDX推進により、簡易に回答できるシステムを構築する。
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・学校プールについては、すでに中学校が町営プールを使用しているが、小学校においても令和12年度までに町営プールを利用するよう進める。プール管理等は、町営プール側が行う。
 - ・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会が行う。

- 校舎の開錠、施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・校舎の開錠については、教頭等に固定せず、役割分担の見直しを行う。施設内の施錠については、専門の会計年度任用職員を配置して実施する。
- 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和13年度までに、原則、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和8年度中に部活動指導員の配置拡充等を進める。
- ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備等を補助する教員支援員を配置する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議へ参加させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関するケース会議や委員会等を少なくとも年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
 - ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定しているところだが、今後も、標準授業時数を上回って編成することのないようにする。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃 時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、会議のペーパーレス化など、校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた

自己点検の達成状況を、35%（2025年3月26日現在）から令和10年度までに80%以上とする。また、10項目中100%が2項目であるが、令和10年度までに5項目において100%としたい。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1ヵ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%を継続し実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に閉庁期間の設定を行う。
- 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について令和9年度に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、矢祭町内各学校の教育職員の在校等時間の状況の把握を継続し、毎年度、矢祭町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、矢祭町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、矢祭町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、矢祭町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。